

認定こども園の認定基準(概要)

1 施設の類型

類型	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
類型の説明	認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園としての機能を果たすタイプ

2 認定基準

項目	認定基準の概要																					
職員配置																						
認定こども園の長	認定こども園を構成する施設の長との兼務可																					
保育従事者	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>0歳</th> <th>1歳</th> <th>2歳</th> <th>3歳</th> <th>4歳</th> <th>5歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短時間利用児</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">/</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">35:1</td> </tr> <tr> <td>長時間利用児</td> <td style="text-align: center;">3:1</td> <td style="text-align: center;">6:1</td> <td style="text-align: center;">20:1</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">30:1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記は、「子ども:職員」の配置割合 短時間利用児…幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する子ども 長時間利用児…保育所と同様に1日に8時間程度利用する子ども</p>		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	短時間利用児	/			35:1			長時間利用児	3:1	6:1	20:1	30:1		
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳																
短時間利用児	/			35:1																		
長時間利用児	3:1	6:1	20:1	30:1																		
学級担任 (3歳以上児)	短時間利用児と長時間利用児の共通利用時間について学級(原則35人以下)を編成し、各学級には担任を少なくとも1人配置。																					
職員資格																						
認定こども園の長	教育および保育ならびに子育て支援を総合的に提供する機能を発揮させるよう管理および運営を行う能力を有すること。																					
0～2歳児	保育士資格を有する者																					
3歳以上児	原則、幼稚園教員免許状と保育士資格とを併有する者。 (資格を併有していない場合は、併有に向けた努力を行っていることが必要) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 長時間利用児の保育 長時間利用児の保育従事者は、保育士資格を有する者であること。 幼稚園型・地方裁量型の特例 保育士資格を有する者とすることが困難な場合は、意欲、適性、能力等を考慮して長時間利用児の保育従事者として適当と認められる者(幼稚園教諭)でも可。 </div>																					
学級担任	幼稚園教員免許状を有する者 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 保育所型・地方裁量型の特例 学級担任を幼稚園教員免許状を有する者とすることが困難なときは、意欲、適性、能力等を考慮して学級担任として適当と認められる者(保育士)でも可。 </div>																					

項目	認定基準の概要												
施設設備													
建物・附属設備	<p>認定子ども園を構成する幼稚園および保育所等は、次の要件を満たす場合を除き、同一または隣接の敷地内にあること。</p> <p>(1) 教育および保育の適切な提供が可能であること。</p> <p>(2) 子どもの移動時の安全が確保されていること。</p>												
園舎	<p>[3歳以上児]</p> <table border="1" data-bbox="438 546 1046 678"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180㎡</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>320㎡ + 100㎡ × (学級数 - 2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 算定する園舎面積には、0・1歳児の乳児室・ほふく室等および2歳児の保育室等の面積を含まないこと。</p> <div data-bbox="438 763 1385 846" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>既存施設からの転換(幼稚園型以外)の場合の特例 保育室等の面積基準を満たせば可。</p> </div>	学級数	面積	1学級	180㎡	2学級以上	320㎡ + 100㎡ × (学級数 - 2)						
学級数	面積												
1学級	180㎡												
2学級以上	320㎡ + 100㎡ × (学級数 - 2)												
保育室等	<table border="1" data-bbox="438 891 1318 1088"> <thead> <tr> <th></th> <th>室名</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳児</td> <td>乳児室</td> <td>1.65㎡ / 人 (ほふくしない10・1歳児)</td> </tr> <tr> <td>1歳児</td> <td>ほふく室</td> <td>3.3㎡ / 人 (ほふくする0・1歳児)</td> </tr> <tr> <td>2歳以上児</td> <td>保育室または遊戯室</td> <td>1.98㎡ / 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 3歳以上児は原則として保育室等の面積基準および園舎面積基準の両方を満たすこと。</p> <div data-bbox="438 1189 911 1361" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>認定子ども園を構成する幼稚園(私立)の保育室および遊戯室の面積 保育室 53㎡(標準) / 室 遊戯室 90㎡(標準) / 室</p> </div> <div data-bbox="438 1384 1385 1451" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>既存施設からの転換(保育所型以外)の場合の特例 3歳以上児については、園舎面積基準を満たせば可。</p> </div>		室名	面積	0歳児	乳児室	1.65㎡ / 人 (ほふくしない10・1歳児)	1歳児	ほふく室	3.3㎡ / 人 (ほふくする0・1歳児)	2歳以上児	保育室または遊戯室	1.98㎡ / 人
	室名	面積											
0歳児	乳児室	1.65㎡ / 人 (ほふくしない10・1歳児)											
1歳児	ほふく室	3.3㎡ / 人 (ほふくする0・1歳児)											
2歳以上児	保育室または遊戯室	1.98㎡ / 人											
屋外遊戯場	<p>次の(1)、(2)の基準を満たすこと。</p> <p>(1) 2歳以上児につき、3.3㎡ / 人</p> <p>(2) および を合計した面積 2歳児につき、3.3㎡ / 人 3歳以上児につき、次の面積</p> <table border="1" data-bbox="572 1693 1182 1825"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330㎡ + 30㎡ × (学級数 - 1)</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400㎡ + 80㎡ × (学級数 - 3)</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="438 1848 1385 2056" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>既存施設からの転換の場合の特例 (1)、(2)のいずれかの基準を満たせば可。</p> <p>幼稚園型以外の場合の特例 一定の要件を満たす場合には、屋外遊戯場を施設の付近にある適当な場所に代えることも可。</p> </div>	学級数	面積	2学級以下	330㎡ + 30㎡ × (学級数 - 1)	3学級以上	400㎡ + 80㎡ × (学級数 - 3)						
学級数	面積												
2学級以下	330㎡ + 30㎡ × (学級数 - 1)												
3学級以上	400㎡ + 80㎡ × (学級数 - 3)												

項目	認定基準の概要
施設設備 調理室	<p>原則として設置し、自園調理すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>幼保連携型・幼稚園型の場合の特例 3歳以上児の食事の提供については、一定の要件を満たす場合には外部搬入も可。 ただし、その場合でも加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えることが必要。</p> <p>0～2歳児の食事の提供は、例外なく自園調理とする。</p> </div>
教育および保育の内容	<p>幼稚園教育要領・保育所保育指針の目標が達成されるよう教育および保育を提供すること。</p> <p>施設の利用開始年齢や、利用時間の長短の違いなど、認定こども園に固有の事情に配慮すること。</p> <p>幼稚園における教育課程および保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育および保育の全体的計画、年・学期・月・週・日を単位とした指導計画を作成し、教育および保育を適切に行うこと。</p> <p>小学校等との連携を図ること。</p>
保育者の資質向上等	<p>幼稚園教諭と保育士との相互理解を深めるとともに、多様な業務が展開できるよう園内外での研修の幅を広げること。</p> <p>研修計画を作成・実施し、研修の機会を確保できるよう勤務体制の組立て等に配慮すること。</p>
子育て支援事業	<p>子育てに関する相談、親子の交流の機会の提供等を通して保護者自身の子育てに関する能力の向上を積極的に支援すること。</p> <p>保護者が希望するときに子育て支援事業の利用が可能な体制を確保するよう努めること。</p>
管理運営等	<p>入園する子どもの選考が公正に行われ、特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されないこと、市町との連携を図り、当該子どもの受入れに配慮すること。</p> <p>防災、防犯等に関する体制を整備するとともに、適切な保険・共済制度に加入し、事故等発生時の補償体制を整備すること。</p> <p>認定こども園について子どもの視点にたった評価を行い、結果の公表等を行うこと。</p> <p>苦情の受付その他苦情処理の体制を整備すること。</p>